

術

鳥取縣訓令第六號

廳本

郡	長
警察署	長
同分署	長
市町村	長

流行性感胃ハ近來ニ至リ其ノ病勢漸ク熾烈ヲ加ヘ日ヲ逐フテ患者増加ノ傾向アルハ寔ニ遺憾ト
 スル所ナリ此ノ際各位ハ曩年ノ辛慘ナル經驗ニ鑑ミ最善ノ努力ヲ以テ豫防施設ノ普及擴充ニ努メ
 特ニ左記事項ニ付テハ迅速之カ斷行ヲ圖リ豫防上遺策ナキヲ期セララルヘシ

大正九年一月二十二日

鳥取縣知事 阿部 壽 準

鳥取縣

- 一 一般ノ自衛の注意ヲ喚起スルニ付適切ノ方法ヲ講スルコト
- 二 呼吸保護器ノ使用ヲ獎勵シ之ヲ得ルノ途ナキ者ニ對シテハ相當給與ノ方法ヲ講スルコト
- 三 多衆集合ノ場所ニハ可成立入ヲシメサルコト若已ヲ得サル場合ニハ必ス呼吸保護器ヲ使用セ
 シムルコト
- 四 普ク豫防注射並含嗽ヲ獎勵シ且可成便宜ヲ與ヘ之カ實行ヲ容易ナラシメ若之ヲ爲スノ資力ナ
 キ者ニ對シテハ相當ノ方法ヲ講スルコト
- 五 療養ノ途ナキ者ニ對シテハ相當救療ノ方法ヲ講スルコト
- 六 患者ハ可成隔離シ健康者ト接觸セシメサルコト
- 七 製造所、會社、工場等多數人ヲ僱使スル場所ニ在リテハ前各號ノ實行ニ付特ニ雇主ノ奮起ヲ
 促スコト